

社会福祉法人ようすい会 役員等報酬規定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 ようすい会（以下「当法人」という）定款第8条および第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 当法人の役員には、費用を弁償しないものとする。

(改 廃)

第4条 本規程は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。